

筑紫野市文化会館 基本使用料及び冷暖房料一覧表

(単位：円、消費税等込)

基本使用料 施設名		午前	午後	夜間	全日	1時間当り		備考
		9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 22時まで	冷房料	暖房料	
大ホール	平日	13,200	17,600	22,000	49,500	7,380	6,520	舞台、和室、 楽屋及びリハーサル室 を含む。
	土・日曜日 及び祝日	16,500	22,000	27,500	60,500			
舞台のみ	平日	4,400	5,500	7,700	14,300	2,450	1,960	
	土・日曜日 及び祝日	5,500	7,700	9,900	18,700			
ホワイエ のみ	平日	2,200	3,300	4,400	6,600	240	240	
	土・日曜日 及び祝日	3,300	4,400	5,500	11,000			
楽屋	第1	1,100	1,530	2,200	3,850	110	110	
	第2	550	760	1,100	1,970	480	480	
リハーサル室		2,200	2,750	3,300	6,600	240	240	
第1会議室		1,100	1,650	2,200	4,400	480	420	
研修室		2,200	2,750	3,300	6,600	850	730	拡声装置等 一式を含む。
多目的ホール		5,500	6,600	7,700	15,400	110	110	
和室	第1	1,100	1,650	2,200	4,400	110	110	
	第2	1,100	1,650	2,200	4,400	170	110	
第2会議室		1,100	1,650	2,200	4,400			

備考

1 営利目的等で使用する場合の使用料

(1) 大ホール等で入場料を徴収する場合の使用料は次の表のとおりです。

ただし、300円以下のものを除きます。

入場料	使用料
301円以上1,500円未満	基本使用料の1.5倍
1,500円以上	基本使用料の2倍

(2) 営利、営業、宣伝等の目的で利用する場合は、基本使用料の4倍となります。

2 利用時間は、準備又は後かたづけに要する時間を含みます。

3 利用時間を超過した場合の超過使用料は、次の表のとおりです。ただし、午前及び午後又は夜間の区分を継続して利用する場合の区分間の1時間は、無料とします。

区分	1時間当たりの超過使用料
0時から9時まで	利用時間の区分「午前」の欄に規定する額の100分の30
12時から13時まで	利用時間の区分「午後」の欄に規定する額の100分の30
17時から18時まで	利用時間の区分「夜間」の欄に規定する額の100分の30
22時から0時まで	

4 冷暖房の利用時間について、端数30分以上は1時間として計算します。

5 使用料について、10円未満の端数は切り捨てます。

6 使用料の免除

障害者（療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者）が個人で使用する時、又は障害者を主体とする団体が利用するときは、使用料を免除することができます。